周南市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

周南市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月20日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市国民健康保険条例の一部を改正する条例

周南市国民健康保険条例(平成15年周南市条例第148号)の一部を次のように改正する。

第13条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者(法附則 第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の 被保険者をいう。以下同じ。)に係る」を削り、同条第1号ア中「(一般被保険者に 係るものに限る。) 」を削り、同号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、 「県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り、」を削り、同号カ中「退 職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相 当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養 費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療 養費の支給に要する費用の額並びに県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及 び「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額」 を削り、同条第2号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号ウ中「(エに おいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。)(退職被保険者等の療養の給 付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定 する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)」を削り、 同号工中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康 保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに 限る。) / を削る。

第14条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「(一般被保険者と 退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する 世帯とみなして算定した世帯別平等割額)」を削る。

第15条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者」 を「被保険者」に改める。

第16条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者に係る」を削り、同項第2号及び第3号ア中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。 第17条から第19条の2までを次のように改める。

第17条から第19条の2まで 削除

第20条中「又は第17条」及び「(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の基礎賦課額と第17条の基礎賦課額との合算額をいう。第28条及び第29条第1項において同じ。)」を削る。

第20条の2の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「であって、県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第20条の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)」を削る。

第20条の4の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第20条の5の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項第1号、第2号及び第3号ア中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第20条の6から第20条の9までを次のように改める。

第20条の6から第20条の9まで 削除

第20条の10中「又は第20条の6」及び「(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第20条の3の後期高齢者支援金等賦課額と第20条の6の後期

高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第28条及び第29条第1項において同じ。)」 を削り、「22万円」を「24万円」に改める。

第21条第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第28条第1項中「若しくは特例対象被保険者等でなくなった」を削り、「、第17条、第20条の3若しくは第20条の6」を「若しくは第20条の3」に改め、「場合を除く。)」の次に「又は特例対象被保険者等となった場合」を加え、「若しくは第19条」及び「若しくは特例対象被保険者等ではなくなった」を削り、同条第2項中「、第17条、第20条の3若しくは第20条の6」を「若しくは第20条の3」に改め、「若しくは第19条」を削る。

第29条第1項中「又は第17条」を削り、同項第2号中「29万円」を「29万5千円」に改め、同項第3号中「53万5千円」を「54万5千円」に改め、同条第3項中「又は第17条」及び「又は第20条の6」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同条第4項中「又は第17条」を削る。

第29条の3第1項中「又は第19条」を削り、同条第3項中「又は第19条」、「又は第20条の8」及び「、「第16条第2項」とあるのは「第20条の5第2項」と」を削り、同条第4項第1号中「又は第19条」を削り、同条第6項中「又は第19条」、「又は第20条の8」及び「、「第16条第2項」とあるのは「第20条の5第2項」と」を削る。

第29条の4第1項中「又は第17条」を削り、同条第3項中「又は第17条」及び「又は第20条の6」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同条第4項及び第5項中「又は第17条」を削り、同条第7項中「又は第17条」及び「又は第20条の6」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同条第8項中「又は第17条」を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の周南市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

- (一般被保険者に係る基礎賦課総額)
- 第13条 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第 1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第29条、第29条の3及び第29条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第35条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。
 - (1) 当該年度における次に掲げる額の合算額
 - ア 療養の給付に要する費用 <u>(一般被保険者に係るものに限る。)</u>の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用 <u>(一般被保険者に係るものに限</u>る。)の額
 - イ 国民健康保険事業費納付金 (法<u>附則第22条</u>の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事

第13条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額(第29条、第29条の 3及び第29条の4の規定により基礎賦課額を減額するものと した場合にあっては、その減額することとなる額を含む。) の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げ る額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を 基準として算定した額とする。ただし、第35条第1項の規定 による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる 額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第 3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した 額とすることができる。

改正案

- (1) 当該年度における次に掲げる額の合算額
 - ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部 負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養 費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪 問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高 額介護合算療養費の支給に要する費用の額
 - イ 国民健康保険事業費納付金 (法<u>附則第7条</u>の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事

14-

業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(<u>県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り、</u>県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

ウ~オ (略)

カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(<u>退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険事業費納付金の納付に要する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。)</u>

改正案

業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

ウ~オ (略)

カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険 の事務の執行に要する費用を除く。)の額(国民健康保 険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険 に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等 及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する 費用に充てる部分に限る。)を除く。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア (略)

- イ 法<u>附則第22条</u>の規定により読み替えられた法第75条の 規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納 付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特 別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換 支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部 分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除 く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国 民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るもの を除く。)の額
- ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金 (エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用 (法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第 1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)の額
- エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(<u>法 附則第9条第1項の規定により読み替えられた</u>法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金並びに国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)を除く。)の額

(3) (略)

改正案

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア (略)

- イ 法<u>附則第7条</u>の規定により読み替えられた法第75条の 規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納 付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特 別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換 支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部 分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除 く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国 民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るもの を除く。)の額
- ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付 金の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(3) (略)

(一般被保険者に係る基礎賦課額)

第14条 保険料の賦課額のうち<u>一般被保険者に係る</u>基礎賦課額は、当該世帯に属する<u>一般被保険者につき</u>算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額<u>(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)</u>の合計額とする。

(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第15条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項末しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除

(基礎賦課額)

第14条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該世帯に属する<u>被保険者につき</u>算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。

(基礎賦課額の所得割額の算定)

第15条 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項又は第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する

改正案

する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規 定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1 項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34 条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある 場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規 定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金 額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等 に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定 の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35 条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の 金額 (同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項 若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の 金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係 る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の 適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の 所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法 律 (昭和37年法律第144号) 第8条第2項(同法第12条第5項 及び第16条第2項において準用する場合を含む。第29条第1 項第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、 同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項にお いて準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する 特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法 人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第 46号。第29条において「租税条約等実施特例法」という。) 第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同

金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定す る短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若 しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の 3 第 1 項、第35条第 1 項又は第36条の規定の適用がある場合 には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定す る短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、 地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る 譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用 がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2 の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額 (同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若し くは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金 額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る 雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適 用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所 得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律 (昭和37年法律第144号) 第8条第2項(同法第12条第5項及 び第16条第2項において準用する場合を含む。第29条第1項 第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同 法 第 8 条 第 4 項 (同 法 第 12条 第 6 項 及 び 第 16条 第 3 項 に お い て準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特 例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人 税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46 号。第29条において「租税条約等実施特例法」という。)第 3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条

条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 (略)

(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)

第16条 <u>一般被保険者に係る</u>基礎賦課額の保険料率は、次のと おりとする。

(1) (略)

- (2) 被保険者均等割 基礎賦課総額の100分の32に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額
- (3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額
 - ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 基礎賦課総額の100 分の18に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2箇年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の 数等を勘案して算定した数から特定同一世帯所属者(法 第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪 失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継

改正案

第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 (略)

(基礎賦課額の保険料率)

第16条 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) (略)

- (2) 被保険者均等割 基礎賦課総額の100分の32に相当する 額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度に おける<u>被保険者</u>の数等を勘案して算定した数で除して得た 額
- (3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額
 - ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 基礎賦課総額の100 分の18に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 箇年度の各年度における<u>被保険者</u>が属する世帯の数等 を勘案して算定した数から特定同一世帯所属者(法第6 条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失し た者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続し

続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。)の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。)の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ・ウ (略)

2 · 3 (略)

(退職被保険者等に係る基礎賦課額)

第17条 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額(退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額)とする。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第18条 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後

改正案

て同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいな分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。)の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ・ウ (略)

2 · 3 (略)

第17条から第19条の2まで 削除

<u>の総所得金額等に、第16条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</u>

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者均等割額の算 定)

第19条 第17条の被保険者均等割額は、第16条の規定により算 定した額と同額とする。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算 定)

- 第19条の2 第17条の世帯別平等割額は、第1号から第3号までに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ第1号から第3号までに定める額とする。
 - (1) 第2号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第16条第 1項第3号アに定めるところにより算定した額
 - (2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第16条第1項第3号イに定めるところにより算定した額
 - (3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)第16条第1項第3号ウに定めるところにより算定した額

(基礎賦課限度額)

第20条 第14条<u>又は第17条</u>の基礎賦課額<u>(一般被保険者と退職</u>被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の基礎賦課額と第17条の基礎賦課額との合算額をいう。第28条及び第 29条第1項において同じ。)は、65万円を超えることができない。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

- 第20条の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第29条、第29条の3及び第29条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第35条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。
 - (1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であって、県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。)

(基礎賦課限度額)

第20条 第14条の基礎賦課額は、65万円を超えることができない。

(後期高齢者支援金等賦課総額)

- 第20条の2 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額 (第29条、第29条の3及び第29条の4の規定により後期高齢 者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、そ の減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高 者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見 込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第35条第1項の規定による保 険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込 額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲 げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とする ことができる。
 - (1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に 要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において 負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付 に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。)

- (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
 - ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の 規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納 付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条 の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業 費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額
 - イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険 事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収 入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法 第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の 3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額
- (3) (略)
- (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額)
- 第20条の3 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額 は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額 及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき 算定した世帯別平等割額(一般被保険者と退職被保険者等と が同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の 属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)の合計額と する。
 - (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額 の 算 定)
- 第20条の4 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日 第20条の4 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属

改正案

- (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
 - ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の 規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納 付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条 の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業 費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額
 - イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険 事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収 入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第 72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(3) (略)

(後期高齢者支援金等賦課額)

| 第20条の3 | 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額 は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び 被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定 した世帯別平等割額の合計額とする。

(後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(<u>一般被保険者に係る</u>後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

- 第20条の5 <u>一般被保険者に係る</u>後期高齢者支援金等賦課額の 保険料率は、次のとおりとする。
 - (1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の50に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数
 - (2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の32に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額
 - (3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額
 - ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 後期高齢者支援金 等賦課総額の100分の18に相当する額を当該年度の前年度 及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者 が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯 の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4

改正案

する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

- 第20条の5 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。
 - (1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の50に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数
 - (2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の32に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における<u>被保険者</u>の数等を勘案して算定した数で除して得た額
 - (3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した 額
 - ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 後期高齢者支援金 等賦課総額の100分の18に相当する額を当該年度の前年度 及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者が属 する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数 に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の

分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得

イ・ウ (略)

2 • 3 (略)

た額

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額)

第20条の6 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期 高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等 につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総 額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額 (退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場 合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額)と する。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第20条の7 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控 除後の総所得金額等に、第20条の5の所得割の保険料率を乗 じて算定する。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の算定)

第20条の8 第20条の6の被保険者均等割額は、第20条の5の 規定により算定した額と同額とする。 改正案

1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ・ウ (略) 2・3 (略)

第20条の6から第20条の9まで 削除

- (退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別 平等割額の算定)
- 第20条の9 第20条の6の世帯別平等割額は、第1号から第3 号までに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ第1号から第3 号までに定める額とする。
 - (1) 第2号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第20条の 5 第1項第3号アに定めるところにより算定した額
 - (2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第20条の5第1項第3号イに定めるところにより算定した額
 - (3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第20条の5第1項第3号ウに定めるところにより算定した額

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第20条の10 第20条の3 <u>又は第20条の6</u>の後期高齢者支援金等 賦課額 <u>(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第20条の3の後期高齢者支援金等賦課額と第20</u> 条の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第28 条及び第29条第1項において同じ。) は、22万円を超えることができない。 (後期高齢者支援金等賦課限度額)

第20条の10 第20条の3の後期高齢者支援金等賦課額は、<u>24万</u> 円を超えることができない。

改正案

(介護納付金賦課総額)

第21条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第29条及び第29条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第35条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

- (1) (略)
- (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
 - ア 法<u>附則第22条</u>の規定により読み替えられた法第75条の 規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納 付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条 の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業 費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額
 - イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険 事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収 入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法 第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定によ る繰入金を除く。)の額
- (3) (略)

(介護納付金賦課総額)

第21条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第29条及び 第29条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものと した場合にあっては、その減額することになる額を含む。) の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号 に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除し た額を基準として算定した額とする。ただし、第35条第1項 の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に 掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した 額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算 定した額とすることができる。

- (1) (略)
- (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
 - ア 法<u>附則第7条</u>の規定により読み替えられた法第75条の 規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納 付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条 の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業 費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額
 - イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(3) (略)

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第28条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯 に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、若しくは1 世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若 しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民 健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象 被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となっ た若しくは特例対象被保険者等でなくなった場合における当 該納付義務者に係る第14条、第17条、第20条の3若しくは第 20条の6の額(被保険者数が増加し、若しくは減少した場合 (特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減 少した場合を除く。) における当該納付義務者に係る世帯別 平等割額を除く。) 若しくは第22条の額又は第29条第1項各 号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する 場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第29条の3 第1項(同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を 含む。次項において同じ。)に定める第16条若しくは第19条 の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の 5 を乗じて得た額、第29条の3第4項第1号(同条第6項の 規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同 じ。) に定める額、第29条の4第1項各号(同条第3項又は 第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項に おいて同じ。) に定める額若しくは同条第5項各号(同条第 (賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第28条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯 に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、若しくは1 世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若 しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民 健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象 被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となっ た 場 合 に お け る 当 該 納 付 義 務 者 に 係 る 第 14 条 若 し く は 第 20 条 の3の額(被保険者数が増加し、若しくは減少した場合(特 定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少し た場合を除く。)又は特例対象被保険者等となった場合にお ける当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)若しく は第22条の額又は第29条第1項各号(同条第3項又は第4項 の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において 同じ。) に定める額、第29条の3第1項(同条第3項の規定 により読み替えて準用する場合を含む。次項において同 じ。) に定める第16条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険 料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第29条の3第4項 第1号(同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を 含む。次項において同じ。)に定める額、第29条の4第1項 各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用す る場合を含む。次項において同じ。) に定める額若しくは同 条第5項各号(同条第7項又は第8項の規定により読み替え

と行 かまな共気で進出

7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加し、若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった若しくは特例対象被保険者等となった若しくは特例対象被保険者等ではなくなった日の属する月から、月割をもって行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第14条、第17条、第20条の3若しくは第20条の6の額若しくは第22条の額又は第29条第1項各号に定める額、第29条の3第1項に定める第16条若しくは第19条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第29条の3第4項第1号に定める額、第29条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。

(低所得者の保険料の減額)

改正案

て準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額の 算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数 が増加し、若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号 までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減 少した場合においては、その減少した日が月の初日であると きに限り、その前日とする。)若しくは1世帯に属する被保 険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金 賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等と なった日の属する月から、月割をもって行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第14条<u>若しくは第20条の3</u>の額若しくは第22条の額又は第29条第1項各号に定める額、第29条の3第1項に定める第16条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第29条の3第4項第1号に定める額、第29条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。

(低所得者の保険料の減額)

第29条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料 第の賦課額のうち基礎賦課額は、第14条<u>又は第17条</u>の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合は、65万円)と

(1) (略)

する。

- (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等に定める金額(世帯主等の数が2以上の場合にあっては、同号に当該名与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に29万円に当該年度の保険料賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者と対のが表別である。とされるもの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額で・イ(略)
- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に

改正案

第29条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第14条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合は、65万円)とする。

(1) (略)

- (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に29万5千円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務がであると特定同一世帯所属者の数と特定同一世帯所属者の数と特定同一世帯所属者の数と特定同一世帯所属者の数と特定同一世帯所属者の数と特定同一世帯所属者の数と特定同一世帯所属者の数と特定の対象と特定の対象を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯にる保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者でよが、基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額で・イ(略)
- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに 他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地 方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等の うち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に

定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に53万5千円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

- 2 (略)
- 3 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 14条 又は第 17条」とあるのは「第 20条の 3 又は第 20条の 6」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、前項中「第 16条」とあるのは「第 20条の 5」と読み替えるものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第14条又は第17条」とあるのは「第22条」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第16条」とあるのは「第24条」と読み替えるものとする。

改正案

定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に54万5千円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者では掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

- 2 (略)
- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条」とあるのは「第20条の3」と、「65万円」とあるのは「24万円」と、前項中「第16条」とあるのは「第20条の5」と読み替えるものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第14条」とあるのは「第22条」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第16条」とあるのは「第24条」と読み替えるものとする。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

- 第29条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第16条又は第19条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第16条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。)を控除して得た額とする(第4項に掲げる場合を除く。)。
- 2 (略)
- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条又は第19条」とあるのは「第20条の5又は第20条の8」と、「第16条第2項」とあるのは「第20条の5第2項」と、前項中「第16条第3項」とあるのは「第20条の5第3項」と読み替えるものとする。
- 4 当該年度において、第29条に規定する基準に従い保険料を 減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合 における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保 険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を 控除して得た額とする。
 - (1) 第16条<u>又は第19条</u>の基礎賦課額の被保険者均等割の保 険料率から、当該保険料率に第29条第1項各号に規定する

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

- 第29条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第16条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第16条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。)を控除して得た額とする(第4項に掲げる場合を除く。)。
- 2 (略)
- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条」とあるのは「第20条の5」と、前項中「第16条第3項」とあるのは「第20条の5第3項」と読み替えるものとする。
- 4 当該年度において、第29条に規定する基準に従い保険料を 減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合 における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保 険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を 控除して得た額とする。
 - (1) 第16条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第29条第1項各号に規定する場合に応

場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得 た額(第16条第2項の規定により端数の切上げを行った後 の額とする。)を控除して得た額

(2) (略)

- (略)
- 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額につい て準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」と あるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条又は第 19条 とあるのは「第20条の5又は第20条の8」と、「第16 条第2項」とあるのは「第20条の5第2項」と、前項中「第 16条第3項 | とあるのは「第20条の5第3項 | と読み替える ものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

第29条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健 康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保 険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納 付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額 は、第14条又は第17条の基礎賦課額から、次の各号の合算額 を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場 合には、65万円)とする(第5項に掲げる場合を除く。)。 (1) • (2) (略)

- 2 (略)
- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額につい|3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額につい て準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」と

改正案

じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額(第 16条 第 2 項 の 規 定 に よ り 端 数 の 切 上 げ を 行 っ た 後 の 額 と す る。)を控除して得た額

(2) (略)

- 5 (略)
- 6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額につい て準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」と あるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条」とあ るのは「第20条の5」と、前項中「第16条第3項」とあるの は「第20条の5第3項」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

| 第29条の4 | 当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健 康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保 険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納 付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額 は、第14条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して 得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65 万円)とする(第5項に掲げる場合を除く。)。

(1)・(2) (略)

- 2 (略)
- て準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」と

あるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条<u>又は第</u>17条」とあるのは「第20条の3<u>又は第20条の6</u>」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、前項中「第16条」とあるのは「820条の5」と読み替えるものとする。

- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第14条又は第17条」とあるのは「第22条」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第16条」とあるのは「第24条」と読み替えるものとする。
- 5 当該年度において、第29条に規定する基準に従い保険料を 減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある 場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の 賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第14条<u>又は第17条</u> の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当 該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とす る。

(1) • (2) (略)

6 (略)

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条<u>又は第</u>

改正案

あるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条」とあるのは「第20条の3」と、「65万円」とあるのは「24万円」と、前項中「第16条」とあるのは「第20条の5」と読み替えるものとする。

- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第14条」とあるのは「第22条」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第16条」とあるのは「第24条」と読み替えるものとする。
- 5 当該年度において、第29条に規定する基準に従い保険料を 減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある 場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の 賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第14条の基礎賦課 額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して 得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする。

(1) • (2) (略)

6 (略)

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条」とあ

<u>17条</u>」とあるのは「第20条の3<u>又は第20条の6</u>」と、「65万円」とあるのは「<u>22万円</u>」と、前項中「第16条」とあるのは「第20条の5」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第14条又は第17条」とあるのは「第22条」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第6項中「第16条」とあるのは「第24条」と読み替えるものとする。

るのは「第20条の3」と、「65万円」とあるのは「<u>24万円</u>」と、前項中「第16条」とあるのは「第20条の5」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第14条」とあるのは「第22条」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第6項中「第16条」とあるのは「第24条」と読み替えるものとする。